

荒尾市健康増進計画策定業務委託仕様書

1 業務の名称

荒尾市健康増進計画策定業務

2 業務の目的

第2次荒尾市健康増進計画が令和5年度をもって終了することから、令和6年度以後を計画期間とする「第3次荒尾市健康増進計画（第3次健康増進計画・第3次食育推進計画・第2次母子保健計画）」を策定する。

本業務は、「第6次荒尾市総合計画」に掲げる妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援及び健康長寿を実現させていく中で生じる、本市の課題等を整理・分析するとともに、国の動向、県の関連計画、関係法令及び本市関連計画との整合性に留意しながら、「第3次荒尾市健康増進計画（第3次健康増進計画・第3次食育推進計画・第2次母子保健計画）」を策定するために業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とする。

なお、策定に当たっては、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための最上位計画である「荒尾市総合計画」、本市における先導的な開発地「南新地地区」のまちづくりの方向性等を整理した「南新地地区ウェルネス拠点基本構想」並びに当該地区において保健・福祉・子育てに関する機能の移転・集約についてまとめた「荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想」及び「荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本計画」を十分に踏まえることとする。

3 業務の内容

(1) 基礎データの整理・分析

計画策定において検討すべき事項の整理、分析及び研究を行う。

- ア 人口動態及び本市保健行政の基礎データ等
- イ 健康増進、食育推進及び母子保健に関わる国、県等の動向
- ウ 健康増進、食育推進及び母子保健に関わる法令等の改正、新たな法整備等
- エ 国及び県が実施している施策等の整理
- オ 荒尾市総合計画及び本市が策定している各関連個別計画
- カ 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想及び荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本計画
- キ その他健康増進、食育推進及び母子保健に関して必要と思われる事項

(2) アンケート調査

ア 調査票の設計

調査票を作成するに当たっては、国、県及び市の各種計画、前回調査したアンケートの項目等を基に本市と協議を行い決定する。また、設問については、今後の事業に繋がる内容を検討すること。

イ 調査票等の印刷及び封入作業

・調査票及び封筒（発送用・返信用）の印刷

・調査票発送準備

※発送用封筒に調査票・返信用封筒を封入し、封緘する。また、宛名ラベルの貼付けを行う。

※回収先は「熊本県荒尾市増永632番地 荒尾市すこやか未来課保健センター 宛て」とする。

※返信用封筒については、料金受取人払表示を印刷する。料金受取人承認請求業務は、受託者が行う。

※封筒代、発送及び回収に係る郵送料は、受託者負担とし委託料に含める。

ウ 調査対象

市民2,000人（5歳以上65歳未満）

※対象者の選定及び宛名ラベル等の作成は本市が行う。

エ 集計・分析準備

回収した調査票の入力、単純・クロス集計及び分析を行う。

オ 調査結果報告書作成

調査結果の集計・分析及び報告書の作成を行う。報告書には図表等を用いること。成果品はデータ納品とする。

(3) 「妊娠・出産・切れ目のない支援」及び「健康長寿の実現」に向けた課題抽出、施策等の提案

ア 第6次荒尾市総合計画における重点戦略「あらお未来プロジェクト」の中の「切れ目のない充実した子育て環境をつくる」及び「誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる」を達成させるために、本市における健康に関する表面化した課題だけではなく、潜在化する地域課題等の掘り起こしを行う。

イ 現行の第2次荒尾市健康増進計画の各分野及びライフステージごとの課題を抽出すること。

ウ 施策・事業について、新規に行う事業、継続する事業、修正して継続する事業、廃止する事業等の把握及び評価・課題を取りまとめる。

エ 本計画において重点的に取り組む施策等を国及び県の施策及び他市町の先進事例を踏まえて提案する。本計画を通じて市民の健康をどのように改善していくのか（目的、目標、主な柱等の検討を含む。）、基本方針を作成する。

オ 計画の実効性を高めるとともに、保健分野の推進に向けた持続可能な体制を構築するため、事業推進主体の形成に向けた助言及び提案並びに計画の進捗管理を行うための調査票の提案を行う。

(4) 施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う施策を検討する際の資料とするため、全国自治体の特色ある健康増進、食育推進及び母子保健に関する施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口等の基本情報はもとより、施策の担当部局名をはじめ、目的・特色等の先進事例は少なくとも30件以上提供し、冊子とし

てもまとめること。

(5) 例規・関係法令の情報提供

受託者は、関連法令の改正に伴う例規（条例、規則、規程、要綱等）について、関連法令の動向、概要、条文等の情報提供、例規整備・解説等及び本市に必要となる情報提供を随時行うものとする。

(6) 計画骨子案・素案の策定支援

(1)～(5)の内容及び国・県の上位計画、荒尾市総合計画、第2次荒尾市健康増進計画、本市保健関連の分野別計画等の内容を十分に踏まえた上で基本方針、体系図、具体的な施策、指標等の検討・提案を行う。

ア 計画骨子案・素案の作成

イ 計画骨子案・素案の補正

ウ 計画書の原稿レイアウトの編集及び文書校正

(7) 計画策定及び進捗管理のための庁内運営支援

ア 荒尾市健康増進計画委員会議の開催（3回程度）、庁内検討委員会の開催（4回程度）及び課内検討会の開催（3回程度）に当たり、資料作成、必要な助言、情報提供等の運営支援を行う。また、審議結果をその後の作業に反映させる。事務局との打合せについては、回数を設けない。必要に応じ適宜対応すること。

イ 会議に出席した場合、終了後は速やかに会議要録（発言の趣旨）を作成し、電子データを本市に提出すること。

ウ 会議には本業務の主担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、付議結果をその後の作業に反映させる。やむを得ない事情により主担当者が出席できない場合は、代理出席する者を指名し、その旨を委託者に事前に連絡すること。

エ 現行の荒尾市健康増進計画の事業取組状況について、関連各課及び関係団体へのヒアリングシートの提示とヒアリング支援を行い、今後の施策方針及び連携体制を構築させること。

オ 計画の実効性を高めるとともに、地域保健推進に向けた持続可能な体制を構築するため、事業推進主体の形成に向けた助言及び提案を行うとともに、計画の進捗管理を行うための調査票の提案を行うこと。

(8) パブリックコメントの支援

本計画のパブリックコメント実施のために必要な資料及びデータの提供を行うとともに、提出された意見について、内容を整理・回答案の作成支援を行う。

(9) 計画書及び概要版の作成・印刷

「5 成果品」のとおり

4 業務委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 成果品

- (1) 計画書紙面及び紙面データ（表表紙及び裏表紙を含む。）
A4判、120頁程度、表裏表紙のみ4色刷り、その他は1色刷り、350部
- (2) 計画書概要版及び概要版データ（表表紙及び裏表紙を含む。）
A4判、8頁程度、4色刷り、1,000部
図表や写真、イラスト等を用いて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。
- (3) アンケート調査結果報告書データ
※(1)～(3)について、ワード又はエクセルにより作成すること。

6 その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議の上、実施することができる。
- (2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示される等状況が変化した場合には、委託者と受託者による協議の上、本業務内容を変更することがある。
- (3) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、荒尾市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、受託した業務について、業務を一括して第三者に再委託又は譲渡してはならない。
- (5) 業務遂行に必要な資料等の収集は、両者が協力し行うものとし、資料の受け渡しは紛失等の事故防止のため、直接行うものとする。
- (6) 本業務における成果物は、荒尾市が著作権を持つものとし、荒尾市が加工、複写、ホームページの作成等を行い、公表できるものとする。
- (7) 策定業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他必要な措置を講ずるものとし、その作業に係る費用は一切受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、本市の指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。